

植物検疫とは

外国から侵入しようとする
病害虫から日本の『農作物』と
『緑』を守るために
『植物』の『検疫』を行っています。■
万が一、病害虫が侵入すると
とり返しのつかない被害を与える
ことがあります。■
植物検疫にご協力をお願いします。■

外国から植物を 持ち込む場合は？

外国からの植物類はすべて植物検疫が
必要です。

その植物類は次の2つに区分されます。

「輸入禁止品」(日本に持ち込めません。)

我が国の農作物に大きな被害を
与えるおそれのある検疫病害虫
が日本に侵入することを防ぐた
め、その病害虫の寄主となる植
物や、病害虫、土は輸入が禁止
されています。

「輸入検査品」(検査を受けて合格すれば 持ち込めます。)

輸入禁止品に該当しない植物は、
検疫病害虫付着の有無の検査や
検疫条件の確認などを受けなけ
ればなりません。

外国へ植物を 持ち出す場合は？

諸外国でも日本と同様に「植物検疫」が
行われています。国によって、「輸入禁止」、
「制限」、「検査」、「消毒」などさまざ
まな条件が設けられています。

詳しくは、外国に出発される前に最寄りの
植物防疫所へおたずねください。

主な問い合わせ先

- | | |
|-------------|--------------------|
| ■ 横浜植物防疫所 | 045-211-7153 |
| 札幌支所 | 011-852-1808 |
| 新千歳空港分室 | 0123-24-6154 |
| 塩釜支所 | 022-362-6916 |
| 仙台空港分室 | 022-383-4585 |
| 新潟支所 | 025-244-4401 |
| 成田支所(成田空港) | 第1PTB 0476-32-6694 |
| | 第2PTB 0476-34-2352 |
| 羽田空港出張所 | 03-5756-0229 |
| 東京支所 | 03-3599-1139 |
| ■ 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 |
| 名古屋空港出張所 | 0568-28-0510 |
| 伏木支所 | 0766-44-0990 |
| 清水支所 | 0543-52-3775 |
| ■ 神戸植物防疫所 | 078-331-1350 |
| 関西空港支所 | 0724-55-1936 |
| 大阪支所 | 06-6571-0801 |
| 広島支所 | 082-251-9593 |
| 広島空港分室 | 0848-86-8261 |
| 坂出支所 | 0877-46-4108 |
| ■ 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| 福岡支所 | 092-291-2504 |
| 福岡空港出張所 | 092-477-7575 |
| 鹿児島支所 | 099-222-1046 |
| 鹿児島空港出張所 | 0995-58-2428 |
| 名瀬支所 | 0997-52-0459 |
| ■ 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| 那覇空港出張所 | 098-857-0054 |



植物検疫の しおり

農林水産省 植物防疫所

<http://www.pps.go.jp>

植物などをお持ちの方

- 種子
- 球根
- 苗
- 苗木（穂木）

- 切花・切枝

- 生果実
- 野菜

- 穀類
- 豆類

- し好香辛料
- 薬用植物

- ドライフラワー

- 植物を材料にしたもの（民芸品、ワラ製品等）

- その他
（土、生きた昆虫及びキノコなど病害虫そのもの）

海外から着

入国審査

植物検疫
カウンター

■ 税関検査の前に植物検査を受けて下さい

税関検査

入国

輸入禁止品

持ち込むことができません。
免税店で購入された場合でも輸入禁止品に該当するものは、持ち込むことができません。
また、輸入禁止地域を経由した場合も持ち込むことができません。廃棄となります。

海外の全地域

『土』、『土付きの植物』、『植物を害する検疫病害虫』、『イネワラ、イネモミ（朝鮮半島、台湾を除く）』

ヨーロッパ
南アメリカ
オーストラリア
ハワイ
アフリカ
中近東地域など

『ほとんどの生果実、果菜類（トウガラシ、トマト、キュウリ、メロンなど）、殻付きクルミ。ただし、パインアップル、ココヤシなど一部の生果実は除かれます。』
その他に、ヨーロッパ、中近東からの『リンゴ、ナシ、サンザシ、ピラカンサなどのバラ科の生植物（花・枝を含む）』ただし、バラ属は除かれます。』
ハワイからの『根付き植物（カンキツ類、アンスリウムなど）』
ヨーロッパからの『ムギワラ』

ロシア

『リンゴ、ナシ、モモ、スモモ、サクランボなどの生果実、殻付きクルミ、ムギワラ、ナス科の生植物（茎葉、果実、地下部を含む）』

北アメリカ地域
ニュージーランド
イラン

ロシアからの輸入禁止品の他に、『リンゴ、ナシ、サンザシ、ピラカンサなどバラ科の生植物』、アメリカからの『根付き植物（カンキツ類、アンスリウムなど）』。ただし、オレンジなどのカンキツ類、ブドウ、メロンなど一部の生果実及びバラ切花は除かれます。

アジア地域（中国、台湾、インドネシア、フィリピン、タイ、シンガポール、インド、パキスタンなど。ただし、朝鮮半島は除く）
ミクロネシア（グアム、サイパンなど）
パプアニューギニア

『ほとんどの熱帯果実類（パパイア、マンゴウ、マンゴスチン、ピンロウジュ、ランサット、ゴレンシ、サントール、レンプ、バンジロウ、ランブータン、レイシ、リュウガン、ピタヤ、成熟バナナなど）、カンキツ類、リンゴ、ナシ、ブドウ、モモ、トマト、ナス、トウガラシ、インゲンマメ、ササゲなどの生果実、ウリ類（キュウリ、メロン、ニガウリ、ヘチマ、ハヤトウリなど）の生茎葉及び生果実、サツマイモ、エンサイ（ヨウサイ）などの生茎葉、塊根。ただし、パインアップル、ココヤシ、ドリアンなど一部の生果実は除かれます。』その他に、中国、インドからの『サクランボなどの生果実、殻付きクルミ』

ポリネシア（タヒチなど）
ニュー・カレドニア
イースター島

『ほとんどの熱帯果実類（パパイア、マンゴウ、バンジロウなど）、カンキツ類、リンゴ、ナシ、キウイフルーツ、オリーブ、コーヒーノキ、ナツメヤシなどの生果実。ただし、パインアップル、ココヤシ、ドリアンなど一部の生果実は除かれます。』

輸入検査品

植物類は輸入禁止品に該当しなくても、病害虫の付着のないことを確認する検査が必要です。

① ショウガ、サトイモ、ダイショウ、コーヒーノキ、サボテンなどの生植物の地下部、スイカ、トウモロコシ、エンドウなどの栽培用種子は、地域によって、輸出国での栽培地検査を行った旨の検査証明書が添付されたものでなければ持ち込むことはできません。

② 球根類、果樹類の苗木（穂木）、ジャガイモ、サツマイモ、サトウキビなどは一定期間（約1年間）植物のウイルス病検査のため隔離栽培が必要です。なお、スイセンの球根は輸入時点において温湯浸漬処理が必要となります。

「これら輸入禁止品、輸入検査品は代表的な例です。詳しくは最寄りの植物防疫所へおたずねになるか、植物防疫所ホームページをご覧ください。」

● 野生動植物保護のためのワシントン条約により輸入及び輸出できないものがあります。（詳しいことは経済産業省（代表：03-3501-1511）貿易管理部農水産室又は税関相談官室におたずねください。）